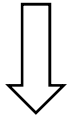


4. 精算

処理料金の請求



処理料金の支払い

処理費に消費税及び産業廃棄物税をあわせた金額が、月毎にまとめて、翌月の10日までに請求されます。

支払いは、請求のあった月の末日までに財団指定の銀行口座へ振り込んで下さい。
なお、振込手数料は、支払者の負担になります。

〔 処理料金が納入されてない場合には、契約解除、搬入停止の措置をとる場合があります。 〕